

平成27年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社セキュアヴェイル  
 代表者名 代表取締役社長 米今政臣  
 (コード番号3042 JASDAQ)  
 問合せ先 管 理 部 部 長 松本佳恵  
 (電話 06-6136-0020)

第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及び  
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成27年9月14日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成27年9月30日
(2) 新株予約権の総数	160個
(3) 発 行 価 額	総額5,104,000円（新株予約権1個につき31,900円）
(4) 当該発行による潜在株式数	800,000株（新株予約権1個につき5,000株）
(5) 資 金 調 達 の 額	805,104,000円（差引手取概算額：798,604,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：5,104,000円 新株予約権行使による調達額：800,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1株当たり1,000円（固定）
(7) 募集又は割当て方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・株式会社東京証券取引所 JASDAQ グロース市場（以下、「JASDAQ」といいます。）

	<p>す。)における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(1,300円)を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>・JASDAQにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(1,500円)を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である米今政臣が締結した株式貸借契約の範囲内(200,000株)としております。</p> <p>③ 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日(平成27年9月14日)時点における当社発行済株式総数(3,245,000株)の10%(324,500株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>④ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑤ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされております。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、インターネットの急速な普及により、通信分野と情報処理分野が融合してきた2001年に創業し、顧客のセキュリティ対策への技術的支援を提供する事を目的として、ファイアウォールなどのアプライアンス機器の運用監視マネージメントサービス「NetStare」を提供して参りました。創業時より、セキュリティ対策を実現するためにシステムログの収集・管理を実施し、外部から受けた攻撃などの問題抽出を速やかに行うためのシステム「LogStare」を開発し、自社活用や顧客への販売を行ってまいりました。また、アプライアンス機器の稼働状態や性能の監視を実施し、ハードウェアレベルでの問題を統合的に管理するシステム「NetStare マネージャ」を開発し、自社活用やサービス基盤として利用してまいりました。この2つのシステムを用いて、セキュリティマネージメントサービスやネットワーク監視を実現するSaaSなどのサービスを販売し、随時サービスラインナップを拡充して、現在に至っております。

当事業を取り巻く環境としては、スマートフォンやタブレットといったモバイル機器の普及が社外からのネットワーク接続を可能にし、センサー技術などの発達によりモノがネットワークに繋がられ、ネットワークが社会インフラとしての重要性を増してきており、ICTの高度化に伴い、安心・安全な利用環境の整備が、今後一層重要になると想定されます。政府もIT国家戦略を推進しており、マイナンバー制度の導入により行政手続

きを一元的に管理しようとする動きと平行して、サイバーセキュリティ基本法が成立するなど、情報セキュリティ対策にも本腰を入れる姿勢を見せ、情報管理という面でも安心・安全な利用環境の整備が要求されております。一方、企業は、アベノミクス効果で景気が回復しても、競争力を強めるために固定費はできるだけ削減し、高利益体質を目指すなかで、自前のサーバシステムを保有する形態からサーバ機能をアウトソースする形態に移行し、ネットワークの運用監視も情報システム部門任せから、ASP や SaaS の利用へ移行するといった形に変容してきております。今後、さらにこのスピードが加速することは容易に想像でき、当社が創業以来掲げている「お客様の安心・安全な利用環境」を適切な価格でご提供していくことで、当社の業容を拡大し、成長を加速化する絶好のタイミングと確信しております。そこで、従来のやり方で緩やかに成長曲線を描いていく方針を転換し、長期経営ビジョンに掲げている 2020 年の数値目標実現のためにも、①システム開発力強化による事業のスピードアップ、②NetStare Suite のプロモーション活動と首都圏営業体制強化、③SOC（「Security Operation Center」の略称、以下同じ）のサービスレベル向上と基盤強化、の3点を一気呵成に推し進めるため、本第三者割当増資を行うこととし、調達した資金をこれらの施策に充当することで、主力事業の強化を図ることにいたしました。

#### ① システム開発力強化による事業のスピードアップ

当社は、ここ数年、当社のサービス基盤システムである「NetStare マネージャ」と「LogStare」を融合し、アプライアンス機器の監視状況と使用状況を記録したログを一元的に管理し、相関的に分析を行ったうえで未来の問題を予測するシステム「NetStare Suite」（以下：NSS）を開発してまいりました。

NSS は、過去の監視状況やアプライアンス機器に記録されたログをビッグデータで管理し、ネットワークやアプライアンス機器に将来的に起こりうる問題を予測し、未然に防ぐ対応を実現する次世代のマネジメントシステムであり、サービスを提供する基盤システムとなります。当社は、今後の収益力の要となる次世代システム開発のスピードと質を向上させ、IT インフラにおける防御のための新しいサービスを早急に実現していく必要があります。特に、当社の場合、運用監視サービスの販売といったストックビジネスに比重を移しているため、継続的にサービスを利用していただくためにも、既存サービスの改良、新しいサービスの開発が重要な経営課題となっています。そのためには、確かな技術力を持った人材の確保が必要となってまいりました。当社は、これまでも求人サイトや人材紹介サービスを利用する等の方法で、人材を確保すべく努めてまいりましたが、当社が要求する水準を満たすレベルに育成するまでに時間がかかっているため、即戦力として既存システムの改良、もしくは新たなサービスの開発を任せられる優秀な人材の確保が喫緊の課題となっております。そこで、ヘッドハンティング会社等を活用し、開発技術者及びプロジェクトマネージャ等、20 名程度の採用及び人件費として 250 百万円及び商品開発に伴うインフラ強化対策費として 50 百万円の充当を予定しております。

#### ② NSS のプロモーション活動と首都圏営業体制強化

当社は、①で述べた NSS を、クラウド型でサービス提供する形態で販売してまいります。NSS は、現在は運用サービスを提供していない顧客であっても、昨年6月より永年無償配布している「LogStare Collector」を利用して、収集したログや監視状況を NSS に送信すれば、自社のネットワークやアプライアンス機器が現在抱えているリスクや将来的に起こりうる問題を予測するサービスを利用することができるというものです。当社は、NSS に従来から提供している「NetStare」の付加価値としてのサービスを追加していくことで、今後のサービス収入の柱に据えたいと考えております。これまで、既存顧客への深耕や、パートナー企業との連携により当社のサービスを拡販してまいりましたが、今後は従来の活動に加え、マーケティング活動を強化し、本社機能が集中している首都圏において、積極的なプロモーション活動を行っていくことにいたしました。プロモーション活動として想定しているのは、製品サイトのコンテンツを充実させインターネットを通じた集客対策を行うウェブマーケティングの強化、セミナー開催、展示会への出展等になります。そのため、プロモーションのための活動費として 120 百万円、サービスの拡充に比例してマーケティング活動を行う東京ブランチのスタッフ増員に伴う採用及び人件費として 70 百万円、最大で 10 名増員することに伴う事務所の拡張に 60 百万円の充当を予定しております。

#### ③ SOC のサービスレベル向上と基盤強化

当社は、SOC を自社で運営し、ネットワークセキュリティに関するプロフェッショナルであるセキュリティエンジニアやインシデントアナリストが、24 時間 365 日体制で、日々発生するネットワーク障害やセキュリティ問題の解決にあたっております。①及び②を実施した結果、サービス受注が増加していくことが予想され、その結果としてサービスレベルが低下するような事態を避けるため、運用保守技術者の確保と提供システム基盤である

サーバやストレージ、ネットワーク強化が課題となっており、①で述べたとおり、当社はこれまでも人材確保に努めてまいりましたが、当社が要求する水準を満たすレベルに育成するまで時間を要しているため、SOCのサービスオペレーションを見直し、再構築することに取り組んでおります。サービスオペレーションの見直しとサービス拡充により、運用保守技術者増員に伴う採用及び人件費として100百万円、サーバやストレージ、ネットワーク強化のためのインフラ整備費として、150百万円の充当を予定しております。

当社は、調達した資金を①から③の施策に順に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益と持続的な成長を確保することが見込まれ、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。そのため、今回の資金調達は、最終的に既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、現在は回復基調にあるとはいえ、累積損失解消の課題を残しており、間接金融（銀行借入）による資金調達は、借入コストが負担となること、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して、以下の資金調達方法を検討いたしました。公募増資については、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。第三者割当増資による新株式の発行につきましても、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことに加え、一定規模を超える特定の事業会社からの資本受け入れは他の事業会社からの受注に影響を及ぼす恐れもあることから、実行は困難であると判断し、さらに特定の投資家からの資本受け入れは、当社の決算数値及び無配が続いていることから交渉が難しく、実行は困難であると判断いたしました。

##### (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

##### ① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われないと推測されます。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマ

イルストーン社は、当社による行使指示を受けた場合を除いて、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、マイルストーン社が本新株予約権を行使することで保有することとなる当社株式の総数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日（平成27年9月14日）時点における当社発行済株式総数（3,245,000株）の10%（324,500株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

## ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.65%（800,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

## ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。当社といたしましては「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えておりますが、本新株予約権の行使期間中において当社にとってより適した割当先が確保できた場合にはマイルストーン社に本新株予約権の譲渡指示を行うことが可能となります。この場合、譲渡指示により本新株予約権の譲渡を受けた他の第三者には、マイルストーン社と合意しております諸条件をすべて継承いただくよう、本契約にて定めております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで業績の回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

### 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### （1）行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は1,000円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から800,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

## (2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（1,300円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（1,500円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である米今政臣が締結した株式貸借契約の範囲内（200,000株）とすることとしております。

## (3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日（平成27年9月14日）時点における当社発行済株式総数（3,245,000株）の10%（324,500株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

## (4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

## (5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額	
調達する資金の総額	805, 104, 000 円
内訳 (新株予約権の発行による調達額)	5, 104, 000 円
(新株予約権の行使による調達額)	800, 000, 000 円
発行諸費用の概算額	6, 500, 000 円
差引手取概算額	798, 604, 000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3, 000, 000 円、登記費用関連費用 3, 000, 000 円、その他諸費用 (弁護士・株式事務手数料・外部調査費用) 500, 000 円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権が消滅するため、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金額 (百万円)	支払予定時期
①	システム開発力強化による事業のスピードアップ	300 百万円	2015 年 10 月～ 2017 年 3 月
②	NSS のプロモーション活動と首都圏営業体制強化	250 百万円	2015 年 10 月～ 2017 年 3 月
③	SOC のサービスレベル向上と基盤強化	250 百万円	2016 年 4 月～ 2017 年 9 月

- (注) 上記、各資金使途は優先順位の順に記載しております。
- 上記使途に必要な資金が充分調達できない場合は、基本的に使途優先順位の高位から順次資金配分してまいります。また、全項目について全額必要との経営判断が下されたにもかかわらず十分な資金が調達できなかった場合は、新たな資金調達の方法を模索してまいります。

- ① システム開発力強化による事業のスピードアップ：300 百万円  
開発技術者及びプロジェクトマネージャ合計 20 名程度の採用費及び人件費として 250 百万円、商品開発に伴うインフラ強化対策費として 50 百万円を見込んでおります。
- ② NSS のプロモーション活動と首都圏営業体制強化：250 百万円  
サービス提供基盤システムである NSS を首都圏において積極的にプロモーションしていくにあたり、サービスプロモーション活動費として 120 百万円、東京ブランチのスタッフ採用費及び人件費として 70 百万円、スタッフ増員に伴う東京ブランチの事務所拡張費として 60 百万円を見込んでおります。
- ③ SOC のサービスレベル向上と基盤強化：250 百万円  
SOC メンバーの採用費及び人件費として 100 百万円、SOC のインフラ整備費として 150 百万円を見込んでおります。採用という手段によっては人材確保が困難と判断した場合は、当該費用をもって M&A を検討することとします。現時点では、M&A 対象企業として具体的な候補先があるわけではなく、人材確保に代えて M&A を実施した場合は、速やかに開示いたします。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、このたび調達した資金により、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益と持続的な成長を確保し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、本新株予約権に設定されている諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）、満期までの期間、配当利回り、無リスク利子率、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の中央値の約10%で売却すること）を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社は算定機関による算定結果（1個あたり31,900円）を参考に、当該金額と同額で第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を31,900円（1株当たり6.38円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、1株1,000円に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の直前営業日の株価終値949円に対する乖離率は5.37%であり、当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,002円に対する乖離率は△0.23%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均1,280円に対する乖離率は△21.85%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,110円に対する乖離率は△9.94%となっております。

当社は、本新株予約権の行使価額は直前営業日の株価終値949円を上回っていること、及び本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の算定結果と同額であることから、本新株予約権の発行条件は割当予定先に特に有利なものではないと判断しております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定方法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は800,000株（当社議決権個数8,000個）であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,245,000株に対し24.65%（平成27年3月31日現在の当社議決権個数32,445個に対しては24.65%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、本新株予約権は一定の条件に基づき当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能です。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能です。これにより、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合や、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得することが可能となり、本スキームによる資金調達の必要性が薄れた場合における希薄化を防止することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり1,000円であります。これは平成27年3月期の1株当たり純資産132.71円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営



努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年3月期△0.80円、平成26年3月期10.01円、平成27年3月期10.12円となっており、前々期より黒字化は達成されましたが、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金は、事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、市場流動性の観点からは、当社株式のJASDAQにおける過去6か月間（平成27年3月12日から平成27年9月11日まで）の1日あたりの平均売買出来高は約384,000株であり、一定の流動性を有しております。これに対して、本新株予約権がすべて行使された場合の発行数は800,000株であり、上記平均出来高の約2日分に相当します。このため、市場流動性を考慮したとしても、行使期間である2年間において本新株予約権を分散して行使・売却することは十分可能なものと考えられ、これによる当社の市場株価に与える影響は限定的なものと考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成24年2月1日 (注)
(7) 発 行 済 株 式 数	200株
(8) 決 算 期	1月31日
(9) 従 業 員 数	3人
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	

決算期	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期	平成 27 年 1 月期
純 資 産	96	98	389
総 資 産	924	1,754	1,573
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	480,064	494,861	1,949,887
売 上 高	2,766	9,968	4,629
営 業 利 益	49	80	497
経 常 利 益	58	73	501
当 期 純 利 益	76	2	291
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	380,331	14,797	1,455,025
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバザリー株式会社 (旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) による新設分割により設立されております。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主 (主な出資者) が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関 (株式会社トクチョー 東京都千代田区) に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、今年に入って代表取締役の浦谷元彦氏から IR に関する面談の申込があったことを契機として、資金調達に関する協議、交渉を進めてきた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、マイルストーン社より、当社の経営方針に賛同し、かつ当社の経営に介入する意思がないことを聴取により確認できたことに加え、マイルストーン社に多数の引受実績があること、ご提案いただいた本新株予約権の発行スキームが資金調達の可能性が高いものであること等を勘案し、平成 27 年 9 月 14 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約 33 社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能

性が高いものであると判断いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、口頭により意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高4,629百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成27年8月27日現在の預金残高が590百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である米今政臣との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の代表取締役社長である米今政臣との間で、平成27年9月14日から平成29年9月29日までの期間において当社普通株式200,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成27年3月31日現在)		募集後
米今 政臣	36.17%	29.02%
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	18.48%	14.83%
三木 亮二	2.93%	2.35%
日本証券金融株式会社	2.86%	2.29%
株式会社SBI証券	2.09%	1.67%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	1.4%	1.12%

松井証券株式会社	1.27%	1.02%
浜口 隆	1.23%	0.99%
近藤 廣右	1.08%	0.86%
和泉 健三郎	0.70%	0.56%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成27年3月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成27年9月30日から平成29年9月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の数は800,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,245,000株に対し24.65%の割合の希薄化が生じますが、割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率に割当先は表示していません。なお、割当予定先とは、本新株予約権の行使により割当予定先が保有することとなる当社株式総数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、平成27年8月11日に発表いたしました平成28年3月期の通期業績予想に変更はありません。今回の資金調達による開発力強化により人件費の増加が見込まれますが、NSSが資産計上されることにより通期業績に与える影響は軽微だと考えております。なお、平成27年5月26日に発表いたしました中期経営計画には、今回の資金調達に基づく影響は反映されていません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

### (企業行動規範上の手続き)

#### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	755百万円	741百万円	709百万円
営業利益	△1百万円	35百万円	35百万円
経常利益	△1百万円	35百万円	35百万円
当期純利益	△2百万円	32百万円	32百万円
1株当たり当期純利益	△0.80円	10.01円	10.12円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	112.42円	122.50円	132.71円

(注) 当社は、平成25年4月1日を効力発生日として1株につき100株の株式分割を行っており、上記に表示された株価は全て株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。これに伴い平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額、1株当たり配当金額及び1株当たり純資

産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年3月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	3,245,000 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	0 株	0%

(注)．該当する潜在株式は存在していません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	258 円	452 円	333 円
高 値	428 円	670 円	1,089 円
安 値	336 円	280 円	212 円
終 値	428 円	323 円	800 円

(注) 当社は、平成25年4月1日を効力発生日として1株につき100株の株式分割を行っており、上記に表示された株価は全て株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

② 最近6か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	703 円	785 円	927 円	934 円	1,650 円	1,459 円
高 値	1,089 円	1,296 円	1,084 円	1,588 円	1,733 円	1,488 円
安 値	540 円	764 円	895 円	925 円	1,222 円	799 円
終 値	800 円	939 円	934 円	1,524 円	1,443 円	1,055 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成27年9月11日
始 値	947 円
高 値	970 円
安 値	932 円
終 値	949 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

10. 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セキュアヴェイル第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金5,104,000円
3. 申込期日 平成27年9月30日
4. 割当日及び払込期日 平成27年9月30日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 5,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 160 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 31,900 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,000 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日

がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期間内

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQグロース市場(以下「JASDAQ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相対して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを

行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成27年9月30日から平成29年9月29日（但し、平成29年9月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって保有することとなる株式数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。



15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社セキュアヴェイル 管理部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 南森町支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を31,900円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で決定した。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上